

第1章 策定の目的と位置づけ

1 策定の目的

「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文遺跡群」という。）の世界遺産登録は、平成19年の「北海道・北東北知事サミット」において共同提案が合意されて以降、秋田県、北海道、青森県、岩手県及び14市町並びに地域の方々や民間団体が一体となって取り組んでまいりました。

4道県と関係市町では平成21年の世界遺産暫定リストへの記載を受けて、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」を立ち上げ、世界遺産登録のための推薦書案の作成を進めました。令和元年12月には政府による推薦が決定し、令和2年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書が提出されました。同年9月には、イコモス（国際記念物遺跡会議）による現地と書類での審査が行われ、翌令和3年5月26日にイコモスから記載勧告を受けました。そして、同年7月27日の第44回世界遺産委員会拡大会合において、世界遺産一覧表への登録が決定しました。

この間、イコモス勧告時や世界遺産登録前後には、縄文遺跡群への注目度が高まり、県内の構成資産である鹿角市大湯環状列石と北秋田市伊勢堂岱遺跡（以下、秋田の縄文遺跡群という。）の来訪者数も大幅に増加しました。今後もこの傾向は一定期間続くことが予想されます。

この機会を生かし、縄文遺跡群への理解を通して、文化財保護意識を高めるとともに、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、行政、地域住民、民間団体等の各主体が未来像を共有し、その実現に向けて取り組む方向性を明示することを目的として、「秋田の縄文遺跡群 保存活用基本構想」（以下、本構想という。）を策定しました。

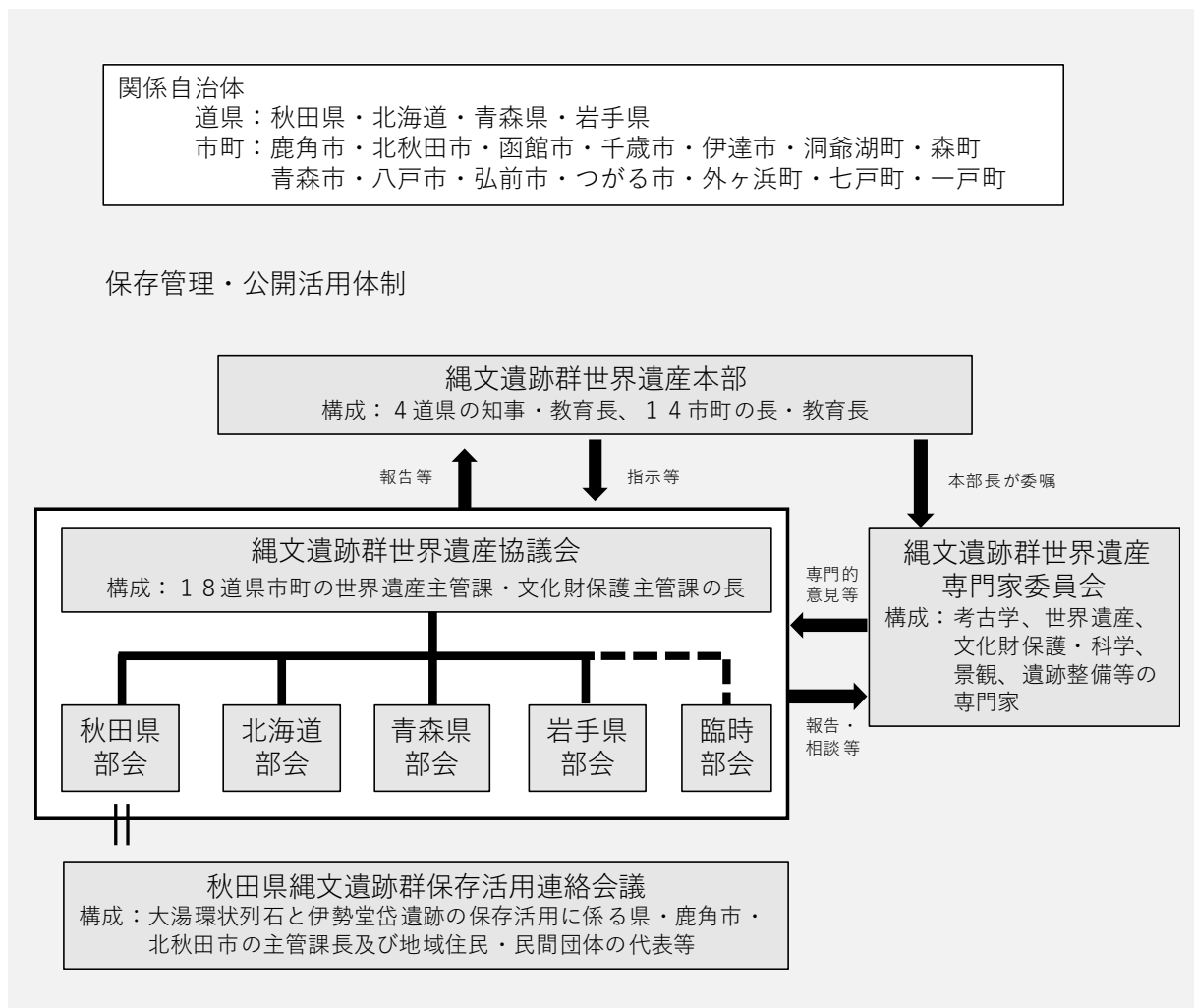
2 本構想の位置づけ

本構想は、縄文遺跡群世界遺産本部が縄文遺跡群全体の保存管理及び公開活用の方針を示した「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」を踏まえて、秋田の縄文遺跡群を一体的に保存管理及び公開活用するための方向性を示すものです。

本県の県政運営指針である新秋田元気創造プラン（令和4年策定）との整合性を図りながら、秋田の縄文遺跡群に関する本県の行動指針として位置づけます。加えて、第3期あきたの教育振興に関する基本計画（令和2年策定）、第2期あきた文化振興ビジョン（令和元年策定）、秋田県文化財保存活用大綱（令和3年策定）、鹿角市と北秋田市がそれぞれ策定した保存活用計画等との整合性を図ります。

本構想に基づいて実施する秋田の縄文遺跡群に関する様々な取組には、県及び両市、地域住民や民間団体が実施する個別の事業、それぞれが連携して実施する事業などがあり、連携

を促進する場として、秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議（参考資料1）があります。秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議は、縄文遺跡群全体の保存、管理、公開、活用を推進する縄文遺跡群世界遺産協議会の秋田県部会にあたり、4道県及び関係市町の取組情報を共有すること、縄文遺跡群全体の取組と連動した事業展開を推進することを目的としており、本構想の策定主体となります。



第1図 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存活用に係る体制